|  |
| --- |
| 札幌市中央市税事務所ネットワーク敷設等業務＜業務仕様書＞ |

令和７年（２０２５年）　６月

札幌市財政局税政部

**１　一般事項**

（適用範囲）

第1条　この仕様書は、札幌市財政局税政部が実施する「中央市税事務所ネットワーク敷設等業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

２　この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

（業務の準備）

第２条　受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

（業務計画書）

第３条　受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。

（打合せ等）

第４条　業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

（資料等の貸与及び返還）

第５条　受託者は、業務を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

２　受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

（機密の保持等）

第６条　受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

２　委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

（成果品）

第７条　全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

２　受託者は、成果品の著作者人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

３　受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担を行うこと。

（環境負荷の低減）

第８条　委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

（完了届）

第９条　業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

**２　業務の概要**

　　　新庁舎へ移転する中央市税事務所新事務室におけるネットワーク回線及び、館内放送設備の配

置、電気設備等の整備、及びその他付随する業務等を行う。

１　業務対象範囲

札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター（札幌市中央区南３条西11丁目）

※札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター（以下「新庁舎」という。）は、令和５年度から令和６年度末にかけて改修工事竣工済み。

２　業務の内容

＜全般における共通留意事項＞

委託者と調整を行う現場責任者、ネットワーク責任者を定め（受託者所属正社員であること）、委託者に文書で通知すること。様式は特に定めないが、受託者の所在地、代表者氏名及び本業務名並びに現場責任者及びネットワーク責任者の氏名を必ず記載し、契約締結日から１週間以内に提出すること。また、本業務においては、個人情報を取り扱う部署での調査・検討作業等が発生するとともに、将来的にオフィス環境の改善検討が必要になることも想定されることから、セキュリティを考慮した運用及び個人情報保護に関する資格（※１）並びにオフィス環境整備等についての適正化に関する資格（※２）を有する者を従事させること。ただし、困難な場合は資格を所有する者から支援を受けられるような体制を整備すること。上記資格者は、「業務責任者指定通知書」に有資格者である旨を記載し、認定証のコピーを添付すること。

※１ 個人情報保護士（一般財団法人全日本情報学習振興協会）等。

※２ 認定ファシリティマネジャー資格（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）等。

(1) ネットワーク回線敷設等

別添図面に従い、中央市税事務所新事務室のＬＡＮケーブルの敷設及び試験、ネットワーク機器の新設及び総合試験調整等を行う。

配線作業従事者は、工事担当者（第１級デジタル通信）の資格を有していること。

1. ＬＡＮケーブルの敷設及び試験

EM-UTP-CAT6-4PケーブルをOAフロア内各所に敷設してある6連ジャックから別途指定するポートを使用して各机島・役職者席・複合機/LP・館内放送設備（2本）等へ配線敷設すること。なお、LANケーブル敷設及び成端後にケーブルの導通確認試験を行うこと。（別添図面1参照）

なお、ＬＡＮラック内のＳＷ－ＨＵＢと24ポートパッチパネル間のパッチコードは、除外する。

　 ② 各机島での対応（d-net）

　　　各机島の座席数及び端末数を鑑みて、必要ポート数の島Giga対応スイッチングハブ HUBを受

託者の方で用意して設置すること。合わせてEM-UTP-CAT6-4Pパッチケーブル（５ｍ×320本程

度想定）を必要数量用意して、HUBから各OA機器設置箇所までの配線敷設作業を行うこと。

・HUB数量想定　１階8ポート×5台　16ポート×2台

　　　　　　　　2階8ポート×4台　16ポート×4台

　　　　　　　　5階8ポート×1台

　　　　　　　　6階8ポート×7台　16ポート×8台　　合計31台

※２階8ポート×4台中１台及び6階の8ポート×7台中1台は、アライドテレシス　AT-GS910/8 レイヤー2スイッチ指定とする。（GISシステム用）

※上記以外のHUBはGIGA対応で、8ポート　バッファローBS-GU2108・16ポート　バッファローBS-GU2016と同等品以上とする。

※上記①及び②の共通事項…ＬＡＮケーブルの色は、別途委託者より指示する。

※竣工図（配線図）は、6連ジャックの位置及び使用ポートを明確にしたCADで作成し提出すること。

 (2) 電気設備等の整備

① 電源タップ設備の整備（別添2参照）

既に、本市別契約にて事務室OA機器用電源タップが敷設されているが、什器備品を配

置した際に干渉する恐れや、適した箇所に敷設されていない場合は、適宜位置変更等作業

を行い対応すること。

 (3) 館内放送設備の配置等

別添図面に従い、中央市税事務所新事務室に機器の取り付け、それに伴う配線業務一式（ワゴン内配線接続が基本）及び他市税事務所４箇所との音声ネットワーク機器の総合調整を行うこと。（別添3-1～3-3参照）

　　なお、不足する放送ワゴンに関わる部材については、受託者の方で用意し取付を行うこと。（別添3-4～3-5参照）

**３　業務期間**

業務着手の日から、令和７年７月31日までとする。

※ただし、実作業は令和７年７月21日までに完了すること。

**４　成果品**

* + - * 業務計画書　　　　　　　　　　　　　　　　１部
			* 業務責任者指定通知書　　　　　　　　　　　１部
			* 業務工程表　　　　　　　　　　　　　　　　１部
			* 竣工図　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部
			* その他、委託者が必要と認めた資料　　　　　一式

**５　特記事項**

　本業務の実施にあたり、下記項目に対し適切な配慮・対策等を行うこと。

* + - * 法令順守

本業務の履行に当たっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

* + - * 調査等について

　業務遂行に当たり現地調査等を行う際は、業務に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清掃を徹底すること。

　また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者に十分配慮すること。

* + - * 物品等の調達について

業務に必要な雑材・消耗品等は、特記されているものを除き、すべて受託者が調達するものとする。

* + - * 情報管理について

　本業務ではシステム類の情報や個人情報を含む文書類を取り扱うため、現地調査の実施、成果品の作成の際には機密情報の保全に十分配慮すること。

* 自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

走行ルートの短縮や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。

* エコドライブの推進

アイドリングストップや暖機運転の短縮など、エコドライブの推進に取り組むこと。

* 協議事項

その他、本業務の仕様にない不明点や疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議によって処理する。